

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第9号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「監督員」を「監督職員」に改める。

第17条第2項中「監督員設置（変更）通知書（様式第7号の2）」を「監督職員設置（変更）通知書（様式第7号の2）」に改める。

様式第7号の2を次のように改める。



様式第13号中「監督員」を「監督職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告又は指名通知を行う工事に係る契約から適用し、同日前に公告又は指名通知を行う工事に係る契約については、なお従前の例による。